

第二部 発行者情報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

| 年 度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決 算 年 月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 |
| 経 常 収 益 | 44,810 | 41,702 | 35,605 | 33,740 | 32,976 |
| うち 貸 付 金 利 息 | 34,418 | 30,748 | 28,517 | 26,961 | 25,160 |
| うち一般会計より受入 | 5,240 | 3,488 | 363 | 75 | 54 |
| うち貸倒引当金戻入 | 4,804 | 6,974 | 6,029 | 6,441 | 7,539 |
| 経 常 費 用 | 44,777 | 41,688 | 35,565 | 33,762 | 32,956 |
| うち借 入 金 等 利 息 | 28,909 | 25,002 | 20,625 | 18,262 | 16,382 |
| うち貸倒引当金繰入 | 6,974 | 6,029 | 6,441 | 7,539 | 9,787 |
| 経 常 利 益 | - | - | - | - | - |
| 当 期 利 益 | 34 | 14 | 19 | △22 | 21 |
| 資 本 金 | 70,232 | 70,232 | 70,232 | 71,692 | 71,692 |
| 借 入 金 残 高 | 1,135,610 | 1,016,151 | 938,613 | 858,560 | 804,931 |
| 債 券 残 高 | 80,161 | 103,224 | 123,297 | 143,376 | 163,485 |
| 寄 託 金 残 高 | 338 | 286 | 234 | 181 | 129 |
| 総 資 産 残 高 | 1,338,014 | 1,261,553 | 1,199,074 | 1,150,425 | 1,095,103 |
| 貸 付 金 残 高 | 1,306,673 | 1,239,352 | 1,167,056 | 1,115,588 | 1,067,729 |
| 職 員 数 (人) | 224 | 223 | 221 | 219 | 216 |

- (注) 1. 当公庫では、連結財務諸表は作成していません。
2. 借入金利息には、債券利息及び寄託金利息を含みます。
3. 貸付金残高には、社債の取得を含みます。
4. 貸倒引当金については、公庫の国庫納付金に関する政令等に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上し、翌事業年度においてその金額を貸倒引当金からの戻入れとして、損益計算上の益金に算入するよう規定されています。
5. 職員数は予算定員です。

2. 沿革

(平成22年8月1日現在)

| 年 | 組織等 | 出融資制度 |
|--|--|---|
| 昭和 47年 49年 | 沖縄振興開発金融公庫設立 那覇支店の本店統合等、機構改革を実施 本店を那覇市久茂地へ移転 | 中小・零細企業特別融資開始 |
| 50年 52年 53年 57年 58年 59年 | 研修会館「鐘秀館」竣工 北部支店新店舗落成 | 財形住宅資金創設 赤瓦住宅融資制度創設 出資及び債務保証業務追加、進学資金(現行教育資金) 融資制度創設、交通方法変更に伴う特別融資制度創設 住宅資金に段階金利制度創設 中古住宅購入資金創設 |
| 61年 62年 63年 | 個人住宅資金テレフォンサービス開始 融資相談室発足 プロジェクト推進室発足 | 沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設 沖縄自由貿易地域振興資金創設 NTT無利子貸付制度創設 住宅資金に親孝行ローン創設 |
| 平成 2年 6年 7年 8年 9年 | 中部支店新店舗落成 宮古支店新店舗落成、プロジェクト推進課発足 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託開始 代理店の業務範囲に中小企業等資金の特定資金 及び恩給担保資金を追加拡大 新規事業支援室発足 | 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設 自由貿易地域等特定地域振興資金創設 沖縄特產品振興資金創設 産業開発資金及び中小企業等資金に金融環境変化 対応貸付創設 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設 |
| 10年 11年 12年 13年 14年 | ホームページ開設 本店新店舗落成 本店内に情報コーナー設置 「わたしたちの行動指針」の制定 融資第一、二、三部及び債権管理部に班制導入 信用リスク管理統括室発足 | 産業開発資金に長期運転資金創設 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設 沖縄離島地域経済活性化資金創設 中小企業資金に成長新事業育成特別融資制度創設 住宅宅地債券(マンション修繕コース)制度創設 沖縄情報通信産業支援資金創設 おきなわブランド振興資金創設 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設 新事業創出促進出資制度創設 |
| 15年 | 新事業育成出資室の融資第二部からの独立 | 赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)制度創設 |
| 16年 | コンプライアンス統括室発足 | 中小企業資金に無担保貸付制度創設 |
| 17年 | 調査課を調査・政策評価課へ変更 理事長、副理事長の在任地を変更 | 沖縄離島振興貸付(ちゅら島貸付)、沖縄特產品振興貸付 「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付創設 |
| 18年 | 審査役及び創業支援班発足 | 出資の対象に商法上の匿名組合等の組合を追加 |
| 19年 | 地域プロジェクト振興班発足 債権管理部を事業管理部に改称 出資・経営支援班を事業管理部に移管し、経営支援班に改称、八重山支店新店舗落成 東京本部を港区西新橋へ移転 | |
| 20年 | 情報システム統括室発足(4月) | 沖縄自立型社会資本整備の創設 |
| 21年 | 理事長、副理事長の在任地を変更 | 沖縄経済自立支援の創設 |
| 22年 | | 教育離島利率特例制度の創設 |

3. 事業の内容

(1) 当公庫の概要

① 設立の経緯と目的

沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)は、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)(以下「公庫法」という。)に基づいて、政府の全額出資により設立された政府系金融機関です。

当公庫は、設立に際し、米国民政府(※)により設立された琉球開発金融公社、琉球政府により設立された大衆金融公庫並びに琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運搬船建造資金金融通特別会計、住宅建設資金金融通特別会計、農林漁業資金金融通特別会計及び本土産米穀資金特別会計の業務、資産、職員等を引き継いでおります。

当公庫の目的は、公庫法第1条により、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することと規定されております。

(※) 1950年12月15日、米軍政府に代わって設置された米国政府の出先機関で、正式名称は、琉球列島米国民政府(United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)です。米民政府、民政府、又は、頭文字をとってユースカー(USCAR)と称されました。

② 資本金合計、長期借入金等の構成

当公庫の資本金は、平成21年度末現在71,692百万円で、全額を政府が出資しております(公庫法第4条)。

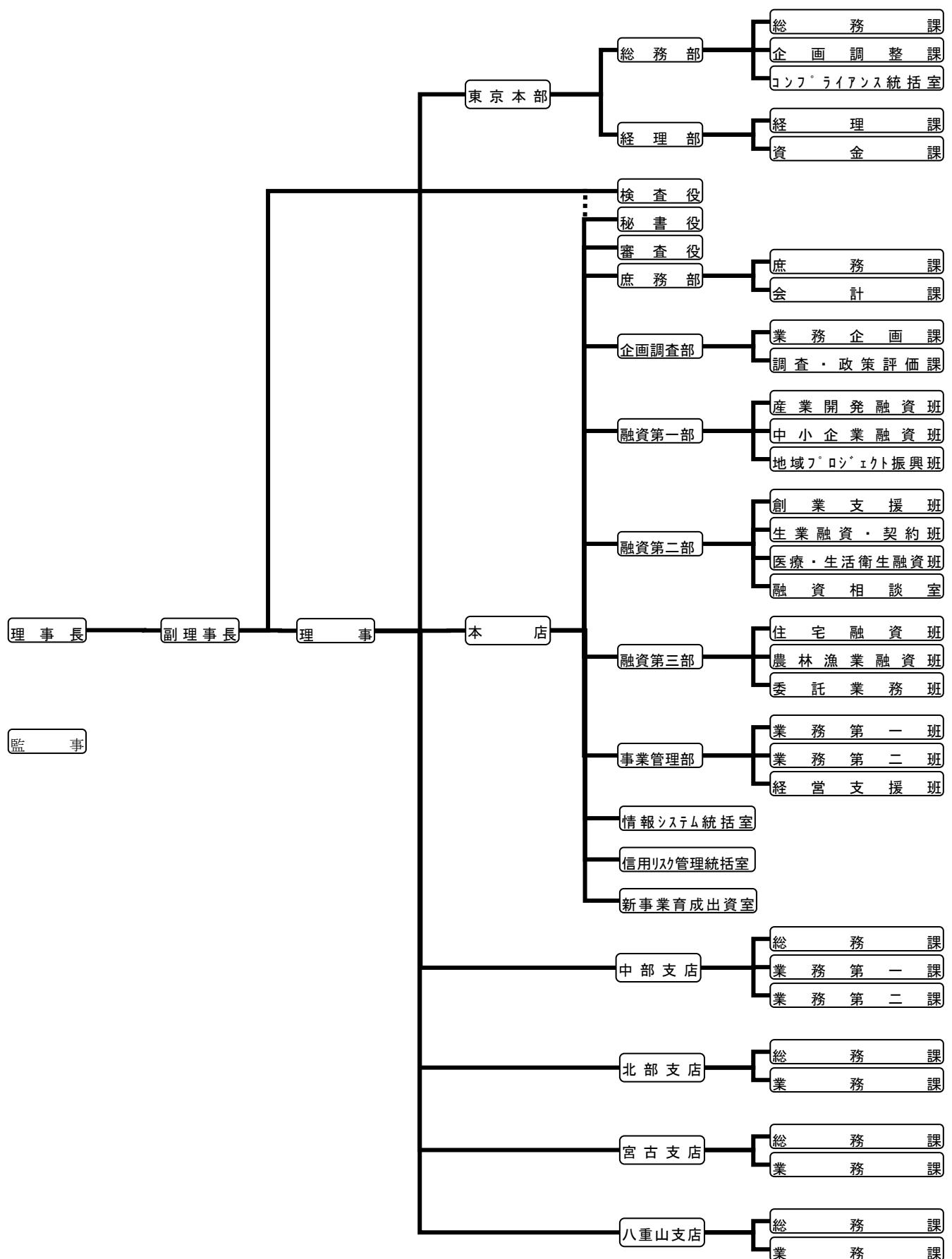
なお、同日現在における当公庫の資本金合計、長期借入金等の構成は以下のとおりです。

(単位:百万円)

| | |
|--------------------|-----------|
| 長期借入金等合計(A) | 968,415 |
| 政府からの借入金 | 788,057 |
| 財政融資資金借入金 | 782,244 |
| 旧簡易生命保険資金借入金 | 1,549 |
| 産業投資借入金 | 3,943 |
| 食料安定供給借入金 | 321 |
| 政府以外からの借入金 | 16,874 |
| 独立行政法人雇用・能力開発機構借入金 | 16,874 |
| 債券 | 163,485 |
| 沖縄振興開発金融公庫債券 | 163,000 |
| 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券 | 485 |
| 資本金合計(B) | 71,692 |
| 一般会計出資金 | 43,718 |
| 承継出資金 | 21,556 |
| 産業投資出資金 | 6,418 |
| (A) + (B) | 1,040,107 |

③ 組織図

(平成 22 年 8 月 1 日現在)



(2) 国との関係

① 国による監督等

ア. 監督

主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)は、当公庫を公庫法の定めるところに従い監督し、当公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができます(公庫法第32条)。

また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は、検査することができます(公庫法第33条)。

当公庫の業務の範囲、貸付利率などの貸付条件等主務省令で定めた事項を記載した業務方法書は、主務大臣の認可を受けなければならず、その記載内容を変更しようとするときも、主務大臣の認可が必要です(公庫法第22条)。

イ. 役員の任命と解任

当公庫を代表する理事長及び業務を監査する監事は、主務大臣が任命し、副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命します(公庫法第10条)。なお、副理事長は当公庫を代表します(公庫法第9条第2項)。

また、主務大臣又は理事長は、それぞれの任命にかかる上記役員に一定の事由がある場合は解任することができ、公庫法第12条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとされています(公庫法第12条の2)。

② 財務面の関与

ア. 予算及び決算

当公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)(以下「予決法」という。)の定めるところによるとされています(公庫法第24条)。

○ 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(予決法第3条、第4条及び第7条)。

また、事業計画、資金計画(財政融資資金、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます。

○ 決算

当公庫は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して、損益計算書、貸借対照表及び財産目録からなる法定財務諸表を作成しています。

法定財務諸表は、監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け(予決法第18条)、決算報告書に添えて内閣に送付され(予決法第19条)、会計検査院の検査を経て国会に提出されます(予決法第20条及び第21条)。

イ. 借入金及び債券発行等の制限

当公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入金、財形住宅貸付に必要な資金を調達するための政府以外の者からの借入金、政令で定めるところによる寄託金の受入れ、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。この短期借入金については、公庫法の規定により、借入をした事業年度内に償還することができます(公庫法第26条及び第27条)。

政府からの借入金及び債券の発行の限度額については、当公庫の予算において定められています。

また、当公庫の予算においては、当該限度額について、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は、財務大臣が当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められています。

当公庫が事業を行うにあたっては、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、当該四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣に提出してその認可を受ける必要があります(公庫法第23条)。

ウ. 国からの補助金等

当公庫は、各々の目的のために国からの補助金等を受け入れています。当公庫に対する補助金等の国からの交付については、法律により予め定められているものではなく、毎年度の予算措置により行われています。

○ 当公庫が受け入れている補助金等の名称と目的

(ア) 沖縄振興開発金融公庫補給金(一般会計)

当公庫の業務の円滑な運営を図るための補給金です。

(イ) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金(エネルギー対策特別会計)

電源地域に立地する企業等に対し当公庫が行う融資への利子補給です。

[特別会計に関する法律施行令第51条第1項第20号]

国からの補助金等のうち、その大宗を占める「沖縄振興開発金融公庫補給金」は、当該年度及び過年度にかかる貸付金の資金運用利回りと当該年度及び過年度にかかる借入金等の資金調達利回りの差額である利息収支差により、代理店である金融機関等への業務委託費や事務費などの経費を賄いきれない場合において、不足額(損益収支差)を補填して経営基盤を維持し、引き続き沖縄県内における円滑な資金供給を図ることを目的として一般会計より受け入れてきており、貸倒引当金と併せ、当公庫の損益を均衡させてきております。ただし、当公庫は米穀資金・新事業創出促進特別勘定における損益を計上しているため、平成21年度においては当期利益金を2,053万円計上しております。

また、「電源地域振興特別融資促進事業費補助金」は、電源地域(※)における企業誘致等を促進するために、当公庫が立地企業に低利融資を行う場合の金利差を補填することを目的として受け入れています。

(※) 電源地域とは、火力、水力発電所等の所在する地域で、沖縄県ではうるま市、恩納村等の8市町村を指します。

受け入れた補助金等は、平成21年度の法定財務諸表の損益計算書上、上記(ア)については「一般会計より受入」、(イ)については「エネルギー対策特別会計より受入」と表示していますが、民間企業仮定財務諸表の損益計算書では、(ア)については「政府補給金収入」、(イ)については「国庫補助金収入」として表示しています。

一般会計よりの受入額は、平成21年度は54百万円となっており、平成22年度予算は1,951百万円を予定しています。

また、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律(平成12年法律第77号)により改正された公庫法によって、民間金融機関からの短期借入を導入し、資金の効率的な運用を可能としたほか、業務全般のオンライン化の推進、事務のスリム化などの合理化を進め、自らも収支改善の努力をしております。

○ 補助金等の受入実績と予算

(単位:百万円)

| 区分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 (予算) |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 一般会計より受入 | 3,488 | 363 | 75 | 54 | 1,951 |
| エネルギー対策特別会計より受入(注) | 9 | 13 | 16 | 15 | 14 |
| 電源地域振興特別融資 促進事業費補助金等 | 9 | 13 | 16 | 15 | 14 |
| 合 計 | 3,496 | 376 | 91 | 69 | 1,965 |

(注) エネルギー対策特別会計より受入の平成18年度までの受入実績は、電源開発促進対策特別会計より受入に係るものです。

エ. 出資金

当公庫の資本金は、71,692百万円(平成21年度末現在)で、公庫法第4条の規定に基づき、全額政府から出資されています。

当公庫は、一般会計から経済対策等に基づく中小企業金融に必要な資金の確保と経営基盤の強化を図るために出資金を受け入れており、財政投融資特別会計投資勘定から沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源等としての出資金を受け入れています。

○ 出資金の受入実績と予算

(単位:百万円)

| | 受 入 額 | | | 資本金 (年度末) | 主な追加受入理由 |
|--------------|-------|-------|-------|--------------|---|
| | 一般会計 | 財投特会 | 計 | | |
| 14年度 | 1,600 | - | 1,600 | 70,182 | ・改革加速プログラム 中小企業再生支援貸付の拡充 |
| 15年度 | - | - | - | 70,182 | |
| 16年度 | - | - | - | 70,182 | |
| 17年度 | 50 | - | 50 | 70,232 | ・アスベスト対策 アスベスト対策関連貸付における保証人・担保徵求特例 |
| 18年度 | - | - | - | 70,232 | |
| 19年度 | - | - | - | 70,232 | |
| 20年度 | - | 1,460 | 1,460 | 71,692 | ・沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源 ・劣後ローン融資の原資 ・企業立地、企業再建融資制度の金利引き下げ |
| 21年度 | - | - | - | 71,692 | |
| 22年度 (予算) | - | 900 | 900 | 72,592 | ・沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源 ・劣後ローン融資の原資 ・企業立地、企業再建融資制度の金利引き下げ |

オ. 会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条及び第22条第1項第5号に基づき、会計検査院による検査が行われています。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか(正確性)
- 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか(合規性)
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか(経済性)
- 同じ費用でより大きな成果が得られないか、或いは費用との対比で最大限の成果を得ているか(効率性)
- 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか(有効性)

カ. 主務大臣の検査

主務大臣は、公庫法第32条に基づき当公庫を監督し、必要があると認めるときは、当公庫に対して業務に関する監督上必要な命令をすることができ、また、同法第33条により、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は業務の状況等について立入検査を行うことができます。

キ. 金融庁の検査

平成14年5月24日に成立した「政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」により公庫法が改正され、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、公庫法第33条の2に基づく金融庁による検査が平成15年度に導入され、平成16年度、平成18年度及び平成20年度に検査が実施されました。